

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令案の 特定複合観光施設区域整備推進本部における決定について

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

1. 要 旨

- 平成 30 年 7 月 27 日に公布された特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）法附則第 1 条第 4 号において、基本方針の策定、区域整備計画の認定等に関する規定の施行日は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されている。

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）第 15 条第 2 号の規定を踏まえ、当該施行日を定める「特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令」の閣議請議に先立って、特定複合観光施設区域整備本部の決定を持ち回り開催によって求めるもの。

2. 概 要

法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行期日は、令和 2 年 1 月 7 日とする。

3. 今後のスケジュール

閣議決定：令和元年 12 月 17 日（火）予定